

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 125

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの期間、平成 6 年 4 月から 7 年 3 月までの期間、8 年 11 月から 9 年 3 月までの期間、12 年 4 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで
③ 平成 8 年 11 月から 9 年 3 月まで
④ 平成 12 年 4 月
⑤ 平成 12 年 7 月

私は、昭和 50 年 3 月に結婚し、結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきた。納付方法は、時期によって異なるが、i) 自宅に来た集金人を通じての納付、ii) 役場から送られてきた納付書による役場窓口での納付、iii) 口座振替による納付を行ってきた。

また、私は、自分の将来の年金について注意してきており、私が厚生年金保険の資格喪失した時には、妻は、国民年金への切替手続（妻の種別変更届、私の国民年金への切替）を適切に行ってくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料の納付等については、申立人の妻が行っており、申立人自身は直接関与していない上、申立人の妻は、申立期間ごとの厚生年金保険と国民年金の切替手続や保険料の納付金額を覚えていないことから、当該申立期間の納付状況が不明である。

申立期間①については、申立人が昭和 58 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、申立人及びその妻が、前述のとおり、国民年

金への切替手続を適切に行っていることを確認することができない上、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、国民年金資格取得日が厚生年金保険資格喪失日（申立期間②が平成6年4月1日、申立期間③が8年11月21日）となっているところ、申立人の妻が国民年金の種別変更届出（申立期間②が平成6年9月、申立期間③が9年1月）を行っていることから、申立人の妻が自らの届出と同時に申立人の資格取得届を行ったものと考えられる。

このような状況の下、申立期間②及び③については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたところ、妻についても当該申立期間当時、未納であったことが確認できる（申立人の妻が第3号被保険者であった平成8年4月から同年6月分までの保険料が納付されたため、8年11月11日に未納期間の6年6月から同年8月分の保険料に充当処理されている。）。

申立期間④及び⑤については、申立人の国民年金保険料を口座振替していた銀行に照会した結果、平成12年4月及び同年7月（申立期間④及び⑤）は保険料の振替履歴が無いことが確認できる。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況について、社会保険庁のオンライン記録をみると、未納期間が複数回みられるほか、申立人の申立期間は5回に及び、これだけの回数事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 126

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、平成 6 年 4 月、同年 5 月、6 年 9 月から 7 年 3 月までの期間、8 年 11 月から 9 年 3 月までの期間、12 年 4 月、同年 7 月、同年 12 月及び 13 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 平成 6 年 4 月及び同年 5 月
③ 平成 6 年 9 月から 7 年 3 月まで
④ 平成 8 年 11 月から 9 年 3 月まで
⑤ 平成 12 年 4 月
⑥ 平成 12 年 7 月
⑦ 平成 12 年 12 月
⑧ 平成 13 年 4 月

私は、昭和 50 年 3 月に結婚し、このころ役場で国民年金の加入手続を行った。結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきた。納付方法は、時期によって異なるが、i) 自宅に来た集金人を通じての納付、ii) 役場から送られてきた納付書による役場窓口での納付、iii) 口座振替による納付を行ってきた。

また、夫が厚生年金保険の資格喪失した時には、国民年金への切替手続（私の種別変更届、夫の国民年金への切替）を適切に行ってきており、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月 18 日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格喪失後の 50 年 4 月 1 日

にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提とした場合、申立期間の国民年金保険料は過年度納付（一部現年度納付分を含む。）により納付することとなるが、申立人からは当該保険料の納付方法についての具体的な申立てが無い。また、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成6年9月に国民年金の種別変更届出を行っており、同年4月1日にさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更していることが確認できる。

加えて、申立期間②及び③については、申立期間当時、平成6年4月から7年3月までが未納期間であったところ、8年4月から同年6月までの分の保険料が6年6月から同年8月までの期間に充当処理（平成8年11月11日実施）されているため、未納期間が細分化されたものであり、申立人の夫も未納（平成6年4月から7年3月まで）となっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認することができる。

また、申立期間④については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成9年1月に国民年金の種別変更届出を行っており、8年11月21日にさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていることが確認できる。

さらに、申立期間⑤から⑧までについては、申立人の国民年金保険料を口座振替していた銀行に照会した結果、平成12年4月（申立期間⑤）及び同年7月（申立期間⑥）は保険料の振替履歴が無く、同年12月（申立期間⑦）及び13年4月（申立期間⑧）は一人分（申立人の夫の保険料）のみ口座振替されていることが確認できた。

加えて、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況について、社会保険庁のオンライン記録をみると、未納期間が複数回みられ、これだけの回数の事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難い。

また、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 127

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月、同年7月から50年6月までの期間、53年6月から同年11月までの期間、54年2月、56年9月から57年1月までの期間、57年6月から同年9月までの期間及び57年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和49年7月から50年6月まで
③ 昭和53年6月から同年11月まで
④ 昭和54年2月
⑤ 昭和56年9月から57年1月まで
⑥ 昭和57年6月から同年9月まで
⑦ 昭和57年11月

昭和49年春に県外の大学卒業後、実家に戻ると同時に、私の父が国民年金の加入手続を行い、保険料も父が納付してくれていた。婚姻（昭和53年12月）後は、自分で保険料を納付しており、厚生年金保険との切替手続も役場に勤めていた叔母に依頼し、適切に行ってきたのに未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月20日に払い出され、51年11月14日にさかのぼって資格取得していることから、申立期間①及び②については、国民年金保険料を納めることができない未加入期間である。

また、申立人の国民年金被保険者資格に係る市町村の国民年金被保険者納付記録票及び社会保険庁の被保険者記録照会（基本）には、昭和52年7月1日に資格を喪失し、平成元年2月1日に再取得した記録が確認できることから、申立期間③から⑦については、資格を喪失した期間であるた

め国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立期間③から⑦は比較的近接しており、これだけの回数の資格得喪の事務処理を行政機関が続けて誤ることも考え難いことから、申立人が厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 47 年 11 月 10 日まで
② 昭和 48 年 3 月 2 日から 50 年 11 月まで

私は、昭和 46 年 3 月から A 株式会社に勤務(日中)しながら、同年 6 月から 50 年 11 月まで、B 株式会社に午後 5 時から午前 1 時まで勤務をしていた。社会保険庁の記録では、B 株式会社における申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者の加入記録が無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、B 株式会社に勤務していたと主張している期間において厚生年金保険の加入記録が確認できることや、勤務場所、勤務時間及び仕事内容などを詳細に記憶しており、事業主の回答、同僚の供述からも申立人が当該申立期間の事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立事業所の事業主等は、「昭和 40 年代に県の要請により一部の従業員を除く全社員を対象として社会保険に加入させていたが、加入条件を満たさないパート勤務の者は加入させていない。申立人の役職は主任であるため、勤務期間は 1 年余りと思われるが、申立期間当時の関係資料が保存されていないため、申立てどおりの届出や厚生年金保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、申立人の同僚についても、入社時期より 1 年程度経過後に厚生年金保険に加入している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和 47 年 11 月 10 日に資格取得し、48 年 3 月 2 日に資格喪失と記録されており、申

立期間①及び②における健康保険厚生年金保険記号番号順索引簿を確認したが、申立人の氏名は無く整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。